

相続放棄・限定承認の申述受理の有無についての照会をされる方へ

那覇家庭裁判所

1 照会先の家庭裁判所

相続放棄の申述がなされるのは、被相続人(亡くなられた方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所になりますので、まず、被相続人が亡くなられた場所を住民票除票（又は戸籍の附票）により確認の上、下記管轄の家庭裁判所に対して御照会ください。

記

那覇家庭裁判所本庁の管轄区域

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市

島尻郡の内

久米島町、南風原町、八重瀬町、与那原町、粟国村、渡名喜村、
渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村

中頭郡の内

西原町

同沖縄支部の管轄区域

沖縄市、うるま市、宜野湾市

中頭郡の内

読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

同名護支部の管轄区域

名護市、国頭郡

島尻郡の内

伊是名村、伊平屋村

同平良支部の管轄区域

宮古島市、宮古郡

同石垣支部の管轄区域

石垣市、八重山郡

2 照会者

照会者は、利害関係人（債権者・徴税官署・相続人等、被相続人に対して法律上の利害関係を有する方）となります。

3 手数料

無料です。ただし、郵送でのやり取りを希望される場合は、返信用の切手を同封してください（戸籍等の原本還付を申請される方は、その分量を考慮した返信用の切手等を同封してください。但し、下記のとおり原本の提出は不要です。）。

4 必要書類等（個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限ります。）

(1) 照会書と被相続人等目録（以下「**照会書等**」という。）

照会書等は、手続案内窓口に備え置いているものか、HPに公開しているものをご使用ください。

(2) 照会者と被相続人との利害関係を証明する疎明資料

① 照会者が法人の場合

ア 資格証明書または商業登記簿謄本等のコピー（照会者の会社名及び代表者名が記載されているもの）

イ 金銭消費貸借契約書や担保権が記載された不動産登記簿謄本等の債権の存在を証する書面（同書面記載の債務者の住所地が、被相続人の住民票除票の住所と異なる場合は、住所の繋がりが確認できる戸籍の附票等についても必要になります。）のコピー

② 照会者が個人の場合

ア 照会者の住民票のコピー

イ 金銭消費貸借契約書や担保権が記載された不動産登記簿謄本等の債権の存在を証する書面（同書面記載の債務者の住所地が、被相続人の住民票除票の住所と異なる場合は、住所の繋がりが確認できる戸籍の附票等についても必要になります。）のコピー

ウ 照会者が相続人である場合は、照会者の住民票及び被相続人との関係が分かる戸籍謄本関係のコピー

③ 照会者が代理人弁護士の場合

上記書類に加えて委任状

(3) 添付書類（被相続人の戸籍関係）

被相続人の死亡時の本籍・住所・死亡年月日が分かる『本籍表示のある住民票除票』または『死亡時の戸籍謄本及び戸籍の附票』のコピー

なお、保存期間経過等により、取得できなかった場合は、その旨の調査報告書（上申書）及びその疎明資料をご提出ください。

※ 照会対象者の戸籍謄本等の提出は、原則として不要となりました。

5 調査期間

被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。

被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄の受理がされた日から、それぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

※ なお、被相続人の死亡日から30年を経過しているものについては、回答できません。

6 回答方法

回答は、照会書に記載された同一文字の照会対象者についてのみ行いますので、被相続人死亡後、照会対象者の氏名変更の有無について戸籍謄本等にて確認されることをお勧めします。もし、氏名変更がありましたら変更前の氏名を照会書に併記してください。

以 上